

橿原市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和元年8月26日

橿原市監査委員 北川 洋
橿原市監査委員 山口 宣 恭
橿原市監査委員 廣井 一 隆

令和元年度監査の結果報告について（8月実施）

第1 監査の対象

総務部 総務課、資産経営課、財産活用課、秘書課、人事課、税務課、収税課

第2 監査の期間

令和元年7月16日から同年8月26日まで

第3 監査の方法

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関係書類や台帳等の点検・確認を行うことにより、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、指摘事項として挙げるものはなく、関係法令等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、監査時における軽易な留意事項については、口頭により指導した。